

○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則 新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>(条例別表第二の規則で定める事務等) 第三条 略</p> <p>2 条例別表第二の二の項の規則で定める事業は、私立高等学校等就学支援費補助事業とし、同項の規則で定める事務は、私立高等学校等就学支援費補助事業に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該申請に係る生徒の保護者等に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報^イの提供に関する命令(令和六年/デジタル庁/総務省/令第九号)第十五条第一号ロに規定する生活保護実施関係情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)</p> <p>ロ 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 条例別表第二の五の項の規則で定める事務は、前条第四項各号(第五号から第七号までを除く。)に掲げる事務(同項第二号に掲げる事務にあつては、同号の外国人に対する保護の開始及び外国人に対する保護</p>	<p>(条例別表第二の規則で定める事務等) 第三条 略</p> <p>2 条例別表第二の二の項の規則で定める事業は、私立高等学校等就学支援費補助事業とし、同項の規則で定める事務は、私立高等学校等就学支援費補助事業に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該申請に係る生徒の保護者等に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年/内閣府/総務省/令第七号)第八条第一号イに規定する生活保護実施関係情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)</p> <p>ロ 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 条例別表第二の五の項の規則で定める事務は、前条第四項各号(第五号から第七号までを除く。)に掲げる事務(同項第二号に掲げる事務にあつては、同号の外国人に対する保護の開始及び外国人に対する保護</p>

<p>の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務に限る。)とし、同表の五の項の規則で定める情報は、生活保護法第二条の規定に準じて行う保護を必要とする状態にある外国人又は同条の規定に準じて行う保護を受けていた外国人(以下「外国人要保護者等」という。)に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第四十四条第一号ハからホまで、リからルまで、ワからタまで、ノ及びオに掲げる情報とする。</p> <p>6 条例別表第二の六の項の規則で定める情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第五十五条第二号から第六号まで、第八号、第十号及び第十一号に掲げる者に係る外国人生活保護実施関係情報及び生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う外国人に対する就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人就労自立給付金関係情報」という。)とする。</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>	<p>の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務に限る。)とし、同表の五の項の規則で定める情報は、生活保護法第二条の規定に準じて行う保護を必要とする状態にある外国人又は同条の規定に準じて行う保護を受けていた外国人(以下「外国人要保護者等」という。)に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第十九条第一号ニからリまで、ルからワまで、ム、ウ及びビノに掲げる情報とする。</p> <p>6 条例別表第二の六の項の規則で定める情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十二条第二号から第六号まで、第八号、第十号及び第十一号に掲げる者に係る外国人生活保護実施関係情報及び生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う外国人に対する就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人就労自立給付金支給関係情報」という。)とする。</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>
---	--